

住民基本台帳カードの発行手数料が無料になりました

住民基本台帳カードの普及促進を図るため、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの住民基本台帳カードの発行手数料(500円)が無料になりました。

住民基本台帳カードは、住民基本台帳カードの普及促進を図るため、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの住民基本台帳カードの発行手数料(500円)が無料になりました。

住民基本台帳カードは、住民基本台帳カードの普及促進を図るため、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの住民基本台帳カードの発行手数料(500円)が無料になりました。

住民基本台帳カードとは
住民基本台帳ネットワークを使った住民票の広域交付や転入・転出の手續の簡素化のための本人確認に使うことができる、高度な安全機能をもつICチップを使用したカードです。

申請できる方 二本松市に住民登録がある方。

※原則として本人申請。15歳未満の方は法定代理人(親権者)の方が申請していただくこととなります。

申請に必要なもの

- ・印鑑
 - ・即日交付を希望する場合は運転免許証、パスポートなどの顔写真付き公的証明書
 - ・顔写真付き住民基本台帳カードを希望する場合は顔写真(縦4.5cm×横3.5cm)
 - ・申請場所での無料撮影可
- ※顔写真付きの公的証明書

住民基本台帳カードのイメージ

A様式(顔写真なし・氏名のみ記載)



B様式(顔写真あり)



がない場合は即日交付ができません。

受付時間(平日のみ)

午前9時～午後5時

※申請者が多数の場合や午後5時直前に申請された場合、交付は後日となる場合がありますのでご了承ください。

有効期間

発行の日から10年間

申請場所

本庁市民課または各支所市民福祉課(住民センターなど)では受付できません。

◎問い合わせ:

市民課市民記録係
☎(55)5104
または各支所市民福祉課市民係

戸籍や住民票の異動届出や住民票の写し 戸籍証明などの証明書の交付請求の際は 本人確認が必要になりました

戸籍法・住民基本台帳法の一部が改正され、平成20年5月1日から窓口での戸籍や住民票の異動などの届出、住民票の写しや戸籍の証明書などの交付請求の際は、「本人確認」が法律で義務付けられました。

本庁市民課や各支所市民福祉課窓口で、戸籍や住民票などの届出、住民票の写しや戸籍の証明書などを請求されるときは、本人確認のため、運転免許証などの書類の提示が必要となります。

ご理解とご協力をお願いいたします。

本人確認の対象者

窓口で届出や交付請求をする方(代理人、使者の方も含みます。)

身分証明書などとして提示していただくもの

- ・運転免許証
- ・住民基本台帳カード(顔写真付のもの)

・旅券(パスポート)

・その他官公署が発行した免許証、許可証または資格証明書(本人の写真が貼付されたもの)

・健康保険の被保険者証、介護保険証、年金証書など

・民間機関が発行した身分証明書(氏名・生年月日、顔写真が貼付・契印等があるもの)

※代理人、使者の方は委任状などで代理権限の確認を行います。

□身分証明書をお持ちでない方は、窓口でご相談ください。

□郵便で交付請求をされる方は、身分証明書の写しを添付してください。

◎問い合わせ:

市民課市民窓口係
☎(55)5105
または
各支所市民福祉課市民係